

実務家も迷う 遺言相続の難事件 事例式 解決への戦略的道しるべ

—お詫びと訂正—

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。
お手数をお掛けいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用
賜りますようお願い申し上げます。

記

294 頁 7～10 行目（下線部分）

誤	正
③ 甥姪 5 名に対する遺贈義務を履行するために、妻の遺留分（ <u>8 分の 3</u> ）が侵害される結果となる場合（＝不動産の評価額が <u>300 万円</u> 以下の場合）には、妻から遺留分減殺請求権を行使して、遺留分を確保するために必要となる範囲で遺贈義務の履行を拒絶できます。	③ 甥姪 5 名に対する遺贈義務を履行するために、妻の遺留分（ <u>2 分の 1</u> ）が侵害される結果となる場合（＝不動産の評価額が <u>遺留分相当額</u> 以下の場合）には、妻から遺留分減殺請求権を行使して、遺留分を確保するために必要となる範囲で遺贈義務の履行を拒絶できます。

令和 3 年 2 月

新日本法規出版株式会社